

高齢者等見守りネットワーク事業ガイドライン

本ガイドラインは、日常生活や業務中の気かけや見守りにおける実施にあたり、協力事業者等が共通の認識のもと、取り組むための基本事項を示しております。下記のチェックシート形式で判断し、該当すれば必ずしも緊急事態というわけではありませんが、異変を感じた場合や心配な状況の場合は役場福祉課または地域包括支援センターに通報してください。

【外観からの異変】

孤立死・倒れているなど、状況変化のおそれ

- 郵便受けに郵便物や新聞等が取り込まれず溜まっている
- 同じ洗濯物が干したままになっている
- 雨戸やカーテンがずっと閉まった状態、開いたままの状態である
- 玄関や室内の電灯が点いた状態・消えた状態が続いている
- 呼びかけに応答がなく、普段使っている自転車等が置かれたままである
- 以前に訪問した状況から極端に変わっている

(家の周りが異常に散らかっている、庭の草が伸び放題、ペットが衰弱している等)



【室内の異変】

虐待・家庭問題等のおそれ

- 頻繁に怒鳴り声や悲鳴、泣き叫ぶ声、住宅から異音がする
- 保護者の気配がなく、子どもが泣き叫んでいる
- 住宅から異臭による大量の虫やハエなどが発生している



【訪宅・対面での異変】

心身状態の変化のおそれ

- 顔色が悪い、意識がもうろうとしているなど、具合が悪そうに見える
- 体や服が異常に汚れている
- 動作が不自由になっている
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着用している（夏に厚着など）
- 身体（顔や手足など）にあざや怪我がある。
- 不自然な怪我がある
- 無表情、ふさぎ込んで話をしようとしていない
- 見慣れない商品がある、頻繁に荷物が届いている
- 知らない人の名刺や請求書などがある
- 子育てや家族の介護等で、疲れている様子がある



【店舗での異変】

虐待・家庭問題等のおそれ

- 身体（顔や手足など）にあざや怪我がある
- 頻繁に深夜の時間帯に子どもだけで買い物に来ている
- 乳幼児を店内や車内に置き去りにしている
- 店舗に必要以上に長居し、帰りたがらない



【認知機能低下による異変】

認知症のおそれ

- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着用している（夏に厚着など）
- 衣服や身体が非常に不潔で異臭がする
- 話がかみ合わない、同じ話を繰り返す
- 話の内容の辻褄が合わない、伝えたばかりの内容をすぐに忘れる
- 同じものを大量に購入している

